

通商の流れ理論に基づく不確かな人的管轄権：第1部

筆者：スザンヌ・E・レコック

2020年6月

非居住者又は域外被告（foreign defendant）に対する特定の裁判管轄権を確立させる判定基準が、数十年前から定められていましたが、どのテストがそれらの判定基準をサポートするように適用され得るかは未だに不確かです。裁判所は、法廷地における、又は法廷地に関連する被告の活動が原告の主張に十分に関係するかに対してどのように判決を下して特定の管轄権の実行を許可するべきでしょうか。この問いに対する答えは、特許侵害訴訟事件に対して重要な意味を持ち、米国裁判所において起訴される非米国エンティティにとって特に直接関係します。その答えによって、法廷地州が非法廷地のエンティティに対する管轄権を実行し得るか、また、一体、非米国被告が米国において起訴され得るかが決まります。

本記事「通商の流れ（Stream of Commerce）理論に基づく不確かな人的管轄権」は、3つの部より構成されております。今回の第1部は、「通商の流れ」理論の定義、連邦裁判所のビバリーヒルズ判決、及び、2017年の米国最高裁判所のブリストル・マイヤーズ・スクイブ（*Bristol Meyers Squibb*, “BMS”）判決の後に、通商の流れ理論テストが、特許侵害訴訟事件において人的管轄権を確立させる存続可能な道を維持するかについて論じます。（弊所7月のニュースレターにて掲載予定の）第2部は全体において、人的管轄権、法手続、及び、人的管轄権に関する通商の流れ理論の起源について討論します。（弊所8月のニュースレターにて掲載予定の）第3部は、米国最高裁判所のBMS判決、及び、BMS判決以前の訴訟事件に用いられた通商の流れ理論テストは人的管轄を確立させるようになお適用可能であるか、玉虫色の現状が続くか、あるいは、通商の流れ理論テストは訴訟事件又は訴訟対象に特有のものであるかについての論考になります。

なお、3つの部より構成される本記事は、筆者と弊所パートナー、ピーター・シエクターとの会話の中でひらめいたものです。

「通商の流れ」理論の意味

州間の通商用のこのラベルは、*Swift v. United States* 判決（196 U.S. 375 (1905)）において、商業市場が州境界を越えて拡大することを示すために米国最高裁判所により最初は「通商の動向」（“current of commerce”）と称されましたが、*Stafford v. Wallace* 判決（258 U.S. 495 (1922)）において、「通商の流れ」（“stream of commerce”）と変わりました。

「州間の通商は、技術的な法概念ではなく、商取引の過程から得た実用的な概念である。販売用畜牛がある州のある場所から運送された時、それらの畜牛の運送は別の州において購入された後に終わるということが予期される。事実上、その通りである。家畜置き場のその場で購入者が見付かった場合のみに中断される。これが典型的で、絶えずに繰り返される過程となる時、このように存在する動向が、州間の通商の動向である。販売用畜牛の購入は、そのような通商の一部分かつ事件である。」

（同判例、258 U.S. 403（*Swift* 判決、196 U.S. 399 を引用））

「*Swift* 判決における憲法の通商条項の適用は、現代環境の下、州間通商の自然な発展の結果であった。それは、国の一部分から別の部分へのそのような流動する通商の流れが、州の間及び外国との通商においてまさしくその本質であるという重大な中核的事実の必然的な認識であった。歴史上、国家保護及び制御を定めることが憲法の主目的の1つであった。」

（*Swift* 判決、196 U.S. 518-519）

「通商の流れ」という用語は、それ以来、米国の裁判所により用いられていました。通商の流れと人的管轄権は、*World-Wide Volkswagen v. Woodson* 判決（444 U.S. 286 (1980)）において交差しました。当該判決は、非居住者である被告に対する特定の人的管轄権を確立した歴史的な判決となりました。

「法廷地州は、その法廷地州における消費者により購入される商品を通商の流れに運送する会社に対して人的管轄権を主張する場合、デュー・プロセス条項（Due Process Clause）に基づき、その権力を超えていない。」

(同判例、297-298 ページ)

「通商の流れ」の判例法の起源」に関する更なる論考は、本記事の第2部において提示します。

ビバリーヒルズ判決 (Beverly Hills)

1994年、*World-Wide Volkswagen* 判決の数年後、朝日金属工業対カリフォルニア州上級裁判所判決 (*Asahi Metal Indus. Co., Ltd. v. Superior Court of California*, 480 U.S. 102 (1987))¹の数年後、*Akro Corp. v. Luker*, 45 F.3d 1541, 1545 (Fed. Cir. 1995) 判決の少し前、かつ、*Bristol-Myers Squibb Co. v. Superior Court* 判決 (___ U.S. ___, 137 S. Ct. 1773 (2017) (“BMS”)²) のかなり前に、連邦巡回区控訴裁判所は、特許侵害訴訟において、通商の流れ理論は人的管轄権に適用されると考えました。

(*Beverly Hills Fan Co. v. Royal Sovereign Corp.* 判決、21 F.3d 1558 (Fed. Cir. 1994)) 当時、朝日判決では、4名の判事が通商の流れテストに賛成し、4名の判事が通商の流れプラス意図テストに賛成すると意見が分かれました。この枠組みの下で動き、国中の異なる連邦巡回区控訴裁判所、かつ個々の司法裁判所内の異なる地方裁判所でさえ異なるテストを適用していました。地方裁判所間の差異は、特許訴訟事件において適用される基準が変わることを引き起こしてしまい、全国的な特許法の統一性の目的及び望ましさと矛盾しました。

Beverly Hills 判決において、*Beverly* (特許所有者) が *Royal* (侵害被疑品である天井扇の米国非法廷地居住者) 及び *Ultec* (当該天井扇の中国製造業者) を特許侵害として告訴しました。第一審裁判所は、第4巡回区控訴裁判所により *Chung v. NANA Development Corp.* 判決 (783 F.2d 1124 (4th Cir.), 裁量上訴不受理, 479 U.S. 948 (1986)) において解釈された前述の朝日判例に依拠しました。*Chung v. NANA Development Corp.* 判決において、被告による、商品を法廷地内に入れる一度の出荷という目的を持った唯一の接点は、人的管轄権を確立するのに不十分であるとされました。*Chung* 判決の被告は、定期的で組織的な流通経路を確立しておらず、単に原告に便宜をはかるため商品をバージニア州に運送しました。

¹ *World-Wide Volkswagen* 判決及び *Asahi* 判決については、第2部において更に論じます。

² *BMS* 判決については、第3部において更に論じます。

連邦裁判所は、侵害は「被害者に対して連続的に侵害行為を加えることを必要とする」（同判例、1563 ページ）と述べ、特許侵害を一度の不法行為と区別しました。裁判所はまた、特許訴訟事件における管轄権の問題は単に手続上ではなく、むしろ実体法である特許法と絡み合うもので、特許法は国にわたって一貫性を保つ必要があるため、地方裁判所の手続法により拘束されないと判定しました（同判例、1564 ページ）。留意していただきたいのは、朝日判例において、通商の流れ理論に基づく人的管轄権は未解決のまま、連邦裁判所は、朝日判例を避け、この判決において以下のように述べました。

「原告は、デュー・プロセスと一致して管轄権の実行に必要な全ての要素を陳述しました：被告らは、同じ行動をし、侵害被疑品である天井扇を通商の流れに置きました。彼らは、商品の可能性の高い目的地を知っており、彼らの行為と法廷地との関連が裁判をもたらすことを当然、予想していたはずであると。」

（同判例、1566 ページ）

両方とも朝日判例テストによる要件を満たしました。つまり、被告らは、意図的に天井扇を、確立した流通経路を介してバージニア州に出荷しました。連邦裁判所は、2つの朝日判例テストのうちどちらが正しいかについては判示を下さず、それよりも、*World-Wide Volkswagen* 判決での記述に依拠しました。

裁判所は更に次の通りに述べました。「必須な最小限度の接点（*minimum contact*）が通商の流れ理論の適用によって判明したかあるいは判明しなかったかどうかどちらにしても、法廷地が全ての事実及び環境の下で管轄権を主張することが不合理であれば、デュー・プロセスにより、管轄権の否認が命じられる。」（同判例、1567 ページ）

その状況は、「法廷地での論争に対する判決における原告の利益と州の関心が薄まれ、それにより、被告に法廷地内の訴訟を受けさせるという負担が明らかにそれらよりも勝る」場合に存在します（*Burger King* 判決、471 U.S. 462, 477 (1985)）。バージニア州は、特許侵害行為と、効率的な訴訟のために他の州との協働に関心を持っており、*Beverly Hills* 事件の被告はバージニア州において過大に負

担をかけられていないので、連邦裁判所は、法廷地の内外両方において行われた販売に基づき、特許侵害として被告に対しバージニア州における人的管轄権を確定しました。

特に特許法の領域に関連して、連邦裁判所は、特許所有者の排他的権利は全国的な本質を持つと述べました。法廷地州のロングアーム法という面においてその権利を分析し、裁判所は、次の通り結論を下しました。「侵害の所在地は、侵害行為が特許権者の利益に直接に影響を与える場所であり、当事件において、侵害行為である販売がバージニア州において行われた。」（同判例、1571 ページ）

連邦裁判所は、最後の 25 年間、*Beverly Hills* 判例に従いました。現在、特許という背景ではないが、**BMS** 判例において、米国最高裁判所は、州は、原告の主張が「被告の法廷地州との接点から生じた又はそれに関連する」場合のみに、デュー・プロセスに一致して非居住者である被告に対して人的管轄権を執行し得ると再び見解を示しました（*BMS*, 137 S. Ct. at 1780）。

しかしながら、複数の下級裁判所においては、「法廷地州との接点から生じた又はそれに関連する」という表現を解釈と適用する際に見解が矛盾しました。*Beverly Hills* 判例が、「法廷地との接点から生じる又はそれに関連する」という *BMS* 判例に応じるかについての最高裁判所の権限が存在しません。多数の地方裁判所は、*BMS* 判例は法廷地における行為、法廷地における直接行為、又は単に法廷地に関連する行為を要求していると解釈しました。いくつかの裁判所は更に、行為を接点と区別しています。被告の接点について述べる際に、**BMS** 判例自体では、法廷地に「関連する」と、法廷地「内」の両方を用いています。この矛盾は、修正可能でしょうか、それとも、この問題は事件特定ベースでしか答えが見つからないのでしょうか。**BMS** 判例の後、連邦裁判所は今、どう対応するのでしょうか。そして、これまでどう対応してきたのでしょうか。**BMS** 判例に起因してこの問題は多くの注目を集めており、最高裁判所は、この問題に関し、各裁判所に指針を明白に示す必要があります。

Beverly Hills 判決 v. BMS 判決

一見すると、*Beverly Hills* 判例は成立できないことが明らかのように見えます。結局、*BMS* 判例において、最高裁判所は、州において処方された薬を購入し服用して被害を受けた大勢の原告の全員に強いてその州において告訴を起こさせ、これによって、被告は法廷地において州外の被害に対して反論する必要がありません。そして、特許侵害訴訟事件における被害の現場が侵害被疑品の販売／使用の発生場所なので、特許権者は、侵害被疑品が販売／使用された各州において被告を告訴する（被告は法廷地において州外の侵害行為（販売／使用）に対して反論する必要がないという結果となる）か、又は被告に対する全般的な管轄権が適切である単一の管轄区域において告訴する必要があるというのが論理的なように見えます。

しかし、特許侵害訴訟事件と製造物責任の不法行為との違いを考えましょう。特許法により付与された特許権は、連邦の全国的な権利です。先取しない限り、製造物責任は、州法に関係し、州境界に拘束されます。また、*BMS* 事件において数百人の原告がいることを考慮すると、原告自身の被害が起きた場所はばらばらなので、代表原告による集団訴訟とはなりません。異なる場所において異なる薬により被害を受けた異なる原告はそれぞれ自身の主張があります。*BMS* 事件において、裁判所は、原告らに強いて複数の州において告訴させていませんでしたが、被害を受けた法廷地のみにおいて告訴させました。このことから、法廷地において非居住者である原告が非法廷地における被害に対して非居住者である被告を告訴することを認めるべきではないという管轄権の意味が取れます。

特許侵害訴訟事件において、「1つ」の原告、つまり、特許権者又は共同特許所有者しか存在しません。侵害被疑品の全ての販売／使用は、法廷地州内か否かに関わらず、同じ特許権者に損害を与えます。最高裁判所は、特許権者に強いて製品が製造された又は使用された全ての州において同じ被告を告訴させるでしょうか（*Daimler*, 571 U.S. 117 を参照）。おそらく、そうはならないでしょう。逆に、州における侵害被疑品の一の販売／使用であれば、十分に侵害行為を構成し、そのため、特許権者は、少なくとも一の販売／使用が発生した法廷地において被告を告訴することができるはずです。更に、*BMS* 判例下であっても、人的管轄権テ

ストの3つ目のプロングは合理性であり、被告にかかる負担が懸念されますが、原告にとっての便利性及び裁判の効率性が関連しています。

特許法も連邦の問題であり、根底にある **BMS** 事件のような州の不法行為事件となるので、異なる州法が適用されるという懸念はありません。特許訴訟事件において、訴訟が提起された州に関わらず、同じ連邦特許法が適用されます。そのため、法廷地州における訴訟が非法廷地州の販売を含む場合、州の権限や主権が奪われます。

いくつかのオブザーバーは、**BMS** 判決において、*Keeton v. Hustler Magazine, Inc.* 事件 (465 U.S. 770 (1984)) に対する最高裁判所の拒絶が、その判示の根拠となるが、**BMS** 事件は *Keeton* 事件と異なり、それは *Keeton* 事件が間違っているからや却下されたからではなく、**BMS** 事件の被告は、異なる法廷地において被害を受けた非居住者である原告と法廷地州において接点を有しないからと主張していました。*Keeton* 事件は、名誉棄損に関する事件で、州の原告に対して主張するクレームの権利範囲について管轄権に適用し、居住者である原告が、単一の法廷地において、全国における行為に対して原告を告訴することを認めます。最高裁判所は以下のように述べました。

「[被告人] が連続的にかつ計画的に [法廷地州の] 市場において搾取していた場合、自身の定期刊行物の内容に基づく名誉棄損の行為に関し裁判沙汰となることを合理的に予期していたはずである (*World-Wide Volkswagen* 事件、444 U.S. 297–298 ページ)。また、被告人は「単一刊行物ルール」 (“single publication rule”) の知識を問われることが可能なので、そのような訴訟が全国的な損害を浮上させることが予期されるはずである。被告人は、全国の読者向けの全国的刊行物を発行している。定期的に販売され配布された刊行物の部数が実質的にどれ位にあるかに関わらず、その刊行物の内容に対して答えを求めることは不公平ではない。」

(*Keeton* 判例、465 U.S. 781 ページ; *Calder v. Jones* 判例、465 U.S. 783 (1984)³ もご参照ください。)

却下されない限り、*BMS*判例とは異なり、*Keeton*判例は、全国的な名誉棄損行為に関するものなので、特許侵害の全国的な行為に適用され得ます。次に挙げられる質問は、単一販売が管轄権を確立するという連邦裁判所の先の判示が成立するか、あるいは、*Keeton*判決において全国に流通した名誉棄損とされた刊行物の実質的な部数が求められたように、実質的な数の侵害被疑品が法廷地において定期的に販売されて流通されたかです。更に、*Nicastro*⁴判決において、一致した意見として、2名の判示が、「ある州における製品の単一販売は、州外の被告に対して管轄権を主張するための適切な根拠を構成しない」と述べました (*Nicastro*, 564 U.S. 888-889 ページ (Breyer, J. concurring))。

特許侵害事件を *BMS* 事件の事実と区別するように、特許権者が、告訴を起こした州の居住者であり、法廷地と他の法廷地において侵害被疑品の販売が、外国人である侵害被疑者によりその州において行われた場合、外国人である当該侵害被疑者は、法廷地と接点を有します。例えば、テキサス州とテネシー州において侵害被疑品を販売する被告である製造者は、テキサス州において両方の販売に関する告訴に対して反論し得ます。(被告がテネシー州における損害に関しても告訴されている場合であっても、) 特許権者である原告は、被告のテキサス州の法廷地との接点により損害を受けたからです。*BMS*判決のいくつかのコメンテーターが示唆しているものと反対に、特許法に基づき、行動の個別の理由として侵害被疑機器の各販売は、それぞれ異なる管轄権ベースを有する又は必要とするように解釈されるものではありません。*Keeton/Calder*名誉棄損事件と同様に、他の法廷地における個々の販売は、管轄権ではなく、損害の問題のみに関連します。

³ 最高裁判所は、ある州における被告の行動が別の州において「被害を引き起こすように計算」された場合、その別の州は被告に対して管轄権を実行し得ると判示しました (*Calder*, 465 U.S. 783)。 (フロリダ州において書かれた、カリフォルニア州の居住者をターゲットとし、カリフォルニア州に回った中傷的な記事が、カリフォルニア州における意図的な不法接触を構成する。) 中傷的な記事を書いて回すことは、侵害被疑品を通商の流れに置くことに等しいかを考えます。類推により、ある州において販売行為を行った故意の特許侵害被疑者が、別の法廷地の居住者である特許所有者をターゲットとしているとみなされ得ることが主張され得ます。侵害被疑者に対する管轄権が2つ目の法廷地に与えます。

⁴ 本記事の第2部において、*J. McIntyre Machinery Ltd. v. Nicastro*, 564 U.S. 873 (2011)について説明します。

特許権者がそれぞれの個別の侵害行為に対して複数の州において告訴するよう強いられた場合、合理性は存立可能な考慮事項のまま、訴訟経済は促進されません。

ここで、仮に、原告である特許権者が、法廷地州において侵害被疑品を販売した代理店と、州外の製造業者の両方を告訴したとします。*Int'l Shoe/BMS* 判決は、各被告が意図的に法廷地を利用することに権限を与えています。*Keeton* 判決、*Calder* 判決及び *World-Wide Volkswagen* 判決を考慮し、製造業者が代理店のために意図的に法廷地に行って侵害被疑品を販売しようとした場合、又は別の方法で具体的に法廷地をターゲットとした場合、製造業者の最小限度の接点という要件が満たされ得ます。意図的な利用は、物理的存在に等しいことを必要としていません。*Int'l Shoe* 判決に基づき意図的な利用の要件は、関係者が、法廷地において発生した無作為で偶然の、又は軽減した行為に対して弁護する必要性を排除しますが、連続的で計画的な行為、又は流通チェーンへの誘導されたや制御された製品配置、若しくは法廷地における、又は法廷地に対する直接行為から守る告訴は、通商の流れ理論というラベルがなくても、常に適切なものです。

そのため、侵害被疑者に対する特定の人的管轄権が存在するか否かは、特定の被告の意図に依存し得ます。例えば、連続的にかつ計画的に自社の製品を、流通チェーンを介してニューヨークからカリフォルニア州へ運送する製造業者は、カリフォルニア州において告訴するかもしれませんが、仮に、思いがけないことに製品がオレゴン州に行き届き、損害が起きた場合、製品が通商の流れにあるとしても、製造業者は、オレゴン州において訴訟を弁護するよう強いられません。これが当該事件となった場合、朝日判例における *O'Connor* 判事の通商の流れ理論プラス意図テストは、公になり得ます。（重ねて伝えますと、最高裁判所は、このシナリオを *BMS* 判例に言及していません。）同様に、製造業者と代理店又は最終転売者の関係は、重要な考慮事項でしょう。

機器又は製品全体の製造業者とは反対に、部品製造業者に対しても質問が挙げられました。例を挙げると、例えば、部品製造業者がある機器に部品を使用しようとしており、機器の製造業者が機器を全国にわたって多数の州に流通していることを知っています。部品製造業者は、その機器の代理店とは直接関係を有して

いません。特許権者は、その流通チェーンにおける任意の関係者又は全ての関係者を侵害として告訴することが認められています。*BMS* 判決の後、全般的管轄権が同時に全ての被告に対して実行され得る場合を除き、流通チェーン全体は、単一の法廷地における告訴に適用できないかもしれません。他の影響要因がなく、単に製品を通商の流れに配置することは、おそらく、同じ法廷地において全ての被告に対する特定の人的管轄権を確立するのに不十分です。特許権者は、複数の法廷地において告訴する、又は単一の法廷地において告訴する当事者を選択することが予期され得ます。特許権者は、それらの他の影響要因を確立するために早期の管轄権開示に取り掛かる必要があります。

製造業者が米国のどの州においても実質的に所在しないという外国（非米国）のエンティティである場合はどうなるでしょうか。米国の外でより多くの製造が続いており、供給チェーンが多面的になっているので、この状況は頻繁に起きます。ここで、通商の流れ理論に基づく人的管轄権の存否に関わらず、ルール 4(k)(2)が適用されます。他の十分な最小限度の接点を有する任意の州において、それらの接点の何れも、対象製品又は行動の理由と関係を持っていないとしても、非米国製造業者に対する人的管轄権を実行することが可能です。重要なのは、*BMS* 判決の後、外国のエンティティが、米国において他の接点を全く有しない場合、米国の任意の州において告訴することとならず、特許権者は、米国における米国の代理店のみを告訴することが可能であると考えられます。（しかしながら、いくつかの状況において、特許権者は、侵害被疑品の輸入を防止するように ITC 訴訟（ITC action）を行うことができます。）（ITC: International Trade Commission, 国際貿易委員会）

World-wide Volkswagen 事件に対する最高裁判所の判決（法廷地州が、その法廷地州における消費者により購入されると予期される「製品を通商の流れに運送する」非居住者である会社に対する管轄権を実行し得るという判決）が、今日の商業世界において、世界中に流通されやすいので、製品が世界のどの場所でも行き届き得ることが予想され、製品を通商の流れに置く非米国エンティティに適用されるかについては、最高裁判所の釈明が必要です。最高裁判所はどのように、*World-Wide Volkswagen* 判決に対し、単独に成立する被告と第三者との関係が管轄

権のベースとして不十分であるという *BMS* 事件の判決と折り合いをつけるでしょうか。特許訴訟事件は、製造物責任訴訟事件とは異なる扱いを受けるでしょうか。

連邦裁判所による *BMS* 判決の引用

2017 年以來、連邦裁判所は、*BMS* 判決を 4 回引用しました。どの事件も本当の通商の流れ理論事件ではないので、連邦裁判所が *BMS* 判決に拘泥するや通商の流れ理論に基づく特許侵害事件と区別するか、*Keeton* 判決に類推するか、あるいは、通商の流れ理論に基づく *Asahi/Nicastro* 判決のうちの 1 つに従うかは未だに不明です。特許代理人試験が、連邦裁判所による、特許訴訟事件における通商の流れ理論に基づく管轄権の明白な適用を待つこととなります。最高裁判所は、移送命令を許可し、特許侵害訴訟事件において特定の管轄権に対する要件を明確にしましょう。

地方裁判所、依然として通商の流れ理論に依拠する

BMS 判決以來、いくつかの裁判所は、特定の人的管轄権の面において通商の流れ理論を考慮してきました。一部の裁判所は、*BMS* 事件は、通商の流れ理論テストを特定の人的管轄権分析から根絶したと述べていました（例えば、*Shuker v. Smith & Nephew, PLC*, 85 F.3d 760 (3d Cir. 2018); *A.T. Through Travis v. Hahn*, No. 18-01139 (SNLJ), 341 F.Supp.3d 1031 (E.D. Miss. Oct. 24, 2018)を参照）。しかし、別の裁判所は、通商の流れ理論に依拠し続けています。特に、*Albright* 判事は、「通商の流れ理論は依然として人的管轄権の有効な根拠である」と述べました（*Slyce Acquisition, Inc. v. Syte-Visual Conception, Inc.* 事件. 422 F.Supp.3d 1191, 1201 (E.D. Tex, Oct. 22, 2019); 以下もご参照ください： *Semcon IP Inc. v. TCT Mobile Int'l Ltd.*, No. 2:18-CV-00194-JRG, 2019 WL 2774362, *2-3 (E.D. Tex. July 2, 2019)（裁判所によれば、最高裁判所の意見書において、最高裁判所の通商の流れ理論の法律学において変動を示すものはありません。最高裁判所や連邦裁判所から明白な反対宣言がなく、この裁判所は、現存の通商の流れ理論の法律学を適用し続けるでしょう）、*Plixer Int'l, Inc. v. Scrutinizer GmbH* 判例, 905 F.3d 1, 8 (1st Cir. 2018); *In re DePuy Orthopaedics, Inc., Pinnacle Hip Implant Prod. Litig.* 判例, 888 F.3d 753, 778-81 (5th Cir. 2018); *Shuker v. Smith & Nephew, PLC* 判例, 885 F.3d 760, 780 (3d Cir. 2018) (O'Connor 判事が通商の流れ理論プラス意図テストを承認); *American GNC Corp. v. GoPro, Inc.*,

No. 18-cv-00968, 2018 WL 6074395 (S.D. Cal, Nov. 6, 2018) (*BMS* 判例を言及せず、連邦裁判所の *Beverly Hills* 判例及びルール 4(k)(2)に依拠し、通商の流れ理論を分析して、アジアにおいて侵害被疑品を製造したドイツのエンティティに対して人的管轄権を確立する。)

「ボッシュの侵害被疑品に関わるボッシュ関連企業エンティティの間での「製造、マーケティング及び販売間の分業」は、デュー・プロセスと一致して、通商の流れ理論に基づき、人的管轄権を実行する必要な根拠を提供する組織化された連想である。」

(*American GNC*, 2018 WL *10. 以下もご参照ください： *Carl Zeiss AG v. Nikon Corp.*, No. 2:17-CV-03221, 2017 WL 7859075, *3; *Fox Factory, Inc. v. SRAM, LLC*, Nos. 3:16-cv-00506; 3:16-cv-03716, 2017 WL 4551486, *5-6 (N.D. Cal. Oct. 11, 2017)) (2つの仲介者の存在は、被告が他の被告らと同じ行動をし、製品を通商の流れに置いたという結論を覆さないとの判示)

特記

最高裁判所は、他の文脈において、特許所有者が侵害被疑者を告訴し得ることを限定していました。*TC Heartland LLC v. Kraft Foods Group Brands LLC* 判決 (___ U.S. ___, 137 S. Ct. 1514 (2017)) において、裁判所は、*VE Holding Corp. v. Johnson Gas Appliance Co.*判決 (917 F.2d 1574, (Fed. Cir. 1990)) を取り消し、代わりに、特許裁判地法, 28 U.S.C. § 1400(b)の適用上、内国法人がその法人の州のみに「在住する」との判示を下しました。一般裁判地法 28 U.S.C. § 1391(c)の国会による早期の拡大改正が特許裁判地法に適用されておらず、特許裁判地法は、1948年以來、改正されないままですが、明白な特許人的管轄権法は存在していません。更に、裁判所は、特許消尽の範囲を広げ、特許権者は外国管轄区域において販売されて次に米国に輸入された製品の侵害に対して告訴することができないとの判示を下していました (*Impression Products Inc. v. Lexmark International, Inc.*判例, ___ U.S. ___, 137 S.Ct. 1523, 1536 (2017))。今回の記事及び他の記事において仮定された考慮事

項に関わらず、最高裁判所は、どの法廷地が被告に対して人的管轄権を実行し得るかを制限することによってこの傾向を継続し得ます⁵。

米国最高裁判所は、どのような更なる制限を原告／特許所有者に付するか、また、最高裁判所は、法廷地州が非居住者及び非米国の被告に対して特定の人的管轄権を実行し得るように明白なガイドラインを制定するかがまだ不明です。人的管轄権の欠如の弁護が主張されなければ、放棄することとなることも留意すべきです。

本記事の第2部及び第3部において、この重要な議題について更に深く分析します。弊所7月及び8月ニュースレターに掲載されますので、ぜひご覧ください。

⁵ 本記事の筆者、レコックさんは、*TC Heartland* 及び *Impression Products* 事件に関する記事も書いています。ぜひこちらのリンクからご覧ください。

<https://oshaliang.com/newsletter/important-e-commerce-venue-question-left-open-for-now/>
<https://oshaliang.com/newsletter/in-the-wake-of-impression-products-take-a-look-at-your-business-agreements/>.